

第15回標茶町農業委員会総会会議録

開催年月日 令和6年8月26日（月曜日）

開催場所 標茶町役場議場

○議事日程

- | | | |
|-----|---|----|
| 第 1 | 会議録署名委員の指名について | |
| 第 2 | 会期決定について | |
| 第 3 | 会務報告 | |
| 第 4 | 報告第34号 農用地利用関係調整・あっせん申出に係る
あっせん委員の指名について | 2件 |
| 第 5 | 報告第35号 農用地譲渡申出に係るあっせん結果について | 1件 |
| 第 6 | 議案第73号 現況証明願について | 1件 |
| 第 7 | 議案第74号 農業振興地域整備計画の変更について | 2件 |
| 第 8 | 議案第75号 農地法第3条の規定による許可申請について | 1件 |
| 第 9 | 議案第76号 農地法第5条の規定による許可申請について | 2件 |
| 第10 | 議案第77号 農用地利用集積計画の作成の要請について | 6件 |

○出席委員（15名）

1 番 平山 正志 君	2 番 澁谷 洋 君	3 番 大泉 義明 君
4 番 小野寺典男 君	5 番 佐藤 松喜 君	6 番 渡邊 裕義 君
7 番 森田 享子 君	8 番 舟山 珠代 君	9 番 津野 斉 君
10 番 甲斐やす子 君	11 番 笛木 眞一 君	13 番 熊谷 英二 君
14 番 嶋中 勝 君	15 番 遠藤 聡 君	16 番 佐藤 徳市 君

○議事参与の制限を受けた委員（2名）

●番 ●● ●● 君 ●番 ●● ●● 君

○欠席委員（1名）

12 番 山本 政弘 君

○その他出席者

事務局長 村山 尚 君
振興係長 工藤 理恵 君
主 任 湊谷 沙紀 君

事務局次長 小幡 裕也 君
農地係長 青島 雅明 君

(会長 佐藤徳市君、議長席に着く。)

◎開会の宣告

○会長(佐藤徳市君) 只今から第15回標茶町農業委員会総会を開会いたします。

只今の出席委員は15名、欠席1名であります。

よって、農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定による定足数に達しておりますので、本総会は成立いたしました。

(午前10時00分開会)

◎開会の宣告

○会長(佐藤徳市君) 直ちに会議を開きます。

◎会議録署名委員の指名

○会長(佐藤徳市君) 日程第1。会議録署名委員の指名を行います。

会議録署名委員は、会議規則第82条の規定により、

4番・小野寺君

5番・佐藤松喜君

を指名いたします。

◎会期の決定について

○会長(佐藤徳市君) 日程第2。会期決定を議題といたします。

第15回標茶町農業委員会総会の会期は本日1日限りといたしたいと思います。

これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○会長(佐藤徳市君) ご異議ないものと認めます。

よって、本総会の会期は本日1日と決定いたしました。

◎会務報告

○会長(佐藤徳市君) 日程第3。会務報告を行います。

会務報告は印刷配付のとおりであります。

◎報告第34号

○会長(佐藤徳市君) 日程第4。報告第34号、農用地利用関係調整・あっせん申出に係るあっせん委員の指名について、内容2件を議題といたします。

お諮り致します。

番号1から番号2まで内容2件について、審議の都合上一括議題に供したいと思います。

これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○会長(佐藤徳市君) ご異議ないものと認めます。

よって、番号1から番号2まで内容2件を一括議題と致します。

事務局より内容説明させます。

農地係長青島君。

○農地係長(青島雅明君) はい。

報告第34号について説明させていただきます。

農用地利用関係調整・あっせん申出に係るあっせん委員の指名について

農用地利用関係調整・あっせん申出に係るあっせん委員を次のとおり指名したので報告するものであります。

指名したあっせん委員は別紙のとおり2件となっております。

番号1

あっせん申出者、●●●●、●●●●さん

申出面積 58.0ha

指名年月日 令和6年7月31日

申出の種類 売買

指名あっせん委員は、舟山委員、甲斐委員、熊谷委員。

番号2

あっせん申出者、●●●●、●●●●さん

申出面積 50.0ha

指名年月日 令和6年8月2日

申出の種類 売買

指名あっせん委員は、平山委員、大泉委員、佐藤松喜委員、笛木委員。

以上です。

○会長（佐藤徳市君） 以上をもって番号1から番号2まで、内容2件について事務局の説明を終わります。

これより本件に対する質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○会長（佐藤徳市君） ご質疑ないものと認めます。

これより本件については採決いたします。

原案可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○会長（佐藤徳市君） ご異議ないものと認めます。

よって、番号1から番号2まで内容2件については報告のとおり承認されました。

以上をもって、報告第34号、内容2件は報告のとおり承認されました。

◎報告第35号

○会長（佐藤徳市君） 日程第5。報告第35号、農用地譲渡申出に係るあっせん結果について、内容1件を議題といたします。

番号1を議題といたします。

なお、●番・●●君は農業委員会等に関する法律第31条の規定により除斥の対象となっておりますので、除斥を求めます。

（●● ●●君退席）

事務局より内容説明させます。

農地係長青島君。

○農地係長（青島雅明君） はい。

報告第35号について説明させていただきます。

農用地譲渡申出に係るあっせん結果について次のとおり報告するものであります。

別紙のとおり1件となっております。

番号1

あっせん譲渡申出者 ●●●●、●●●●さん

あっせん委員長 熊谷委員

あっせん委員 舟山委員、甲斐委員

報告年月日 令和6年8月7日

譲受人、地番、価格等につきましては下記のとおりとなっております。

土地の所在 字上オソツベツ原野基線11-1

現況地目 畑

面積 32,954㎡外9筆、合計面積は368,602㎡

価格 13,021,000円

譲受人氏名 ●●●●さん

予定資金関係は資金借入

続きまして、

土地の所在 字上オソツベツ原野基線12-1

現況地目 畑

面積 11,527㎡外12筆、合計面積は211,363㎡

価格 9,640,000円

譲受人氏名 ●●●●さん

予定資金関係は資金借入

なお番号1につきましてはあっせん委員長であります熊谷委員より報告をお願いいたします。

○会長（佐藤徳市君） 13番・熊谷君。

○13番（熊谷英二君） 13番、熊谷です。

報告第35号、番号1について報告いたします。

令和6年8月7日に舟山委員、甲斐委員と私、事務局より青島係長で第1回あっせん委員会を開催しました。

本件は、農地保有合理化事業により公益財団法人北海道農業公社の取得した農地を、●●●●さん、●●●●さんが借り上げ、今年度公社より売渡を受ける案件となっております。

内容については事務局説明のとおりです。

以上で報告を終わります。

○会長（佐藤徳市君） 以上をもって番号1について事務局の説明、並びにあっせんにあたられま

した、13番・熊谷君の報告を終わります。

これより本件に対する質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

○会長(佐藤徳市君) ご質疑ないものと認めます。

これより本件については採決いたします。

報告のとおり承認することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○会長(佐藤徳市君) ご異議ないものと認めます。

よって、番号1は報告のとおり承認されました。

以上をもって、報告第35号、内容1件は報告のとおり承認されました。

(●● ●●君復席)

◎議案第73号

○会長(佐藤徳市君) 日程第6。議案第73号、現況証明願について、内容1件を議題といたします。

番号1を議題といたします。

事務局より内容説明させます。

農地係長青島君。

○農地係長(青島雅明君) はい。

議案第73号について説明させていただきます。

現況証明願について、北海道農地法関係事務処理要領に基づき願出のあった、下記の土地の現況証明願について議決を求めるものであります。

別紙のとおり1件となっております。

番号1

土地の所在、字虹別原野65線139-4

登記簿地目、畑

現況、農地、採草放牧地以外

農地区分、一般民有地

利用状況、宅地

面積、898㎡

所有者名、●●●●さん

申請者名、●●●●さん

調査委員は、平山委員、大泉委員、佐藤松喜委員、笛木委員

調査年月日、令和6年8月8日

なお、調査結果につきましては、佐藤松喜委員より報告をお願いいたします。

○会長(佐藤徳市君) 5番・佐藤松喜君。

○5番(佐藤松喜君) 5番、佐藤です。

議案第73号、番号1について報告いたします。

令和6年8月8日に平山委員、大泉委員、笛木委員と私、事務局より青島係長と現地調査をしてまいりました。

資料の1ページから2ページをご覧ください。

当該地の現況は、宅地となっており、隣接農地とはっきりと区分けされておりました。以上のことから、この土地は農地・採草放牧地以外であることを確認してまいりました。

以上で報告を終わります。

○会長（佐藤徳市君） 以上をもって事務局の説明並びに、現地調査にあたられました、5番、佐藤松喜君の報告を終わります。
これより本件に対する質疑を行います。
ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○会長（佐藤徳市君） ご質疑ないものと認めます。
これより本件については採決いたします。
原案可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○会長（佐藤徳市君） ご異議ないものと認めます。
よって、番号1については原案可決されました。
以上をもって、議案第73号、内容1件は原案可決されました。

◎議案第74号

○会長（佐藤徳市君） 日程第7。議案第74号、農業振興地域整備計画の変更について、内容2件を議題といたします。

番号1を議題といたします。

事務局より内容説明させます。

農地係長青島君。

○農地係長（青島雅明君） はい。

議案第74号について説明させていただきます。

農業振興地域整備計画の変更について、農業振興地域の整備に関する法律施行規則第3条の2に基づき、標茶町長より意見を求められた下記の件について、意見を求めるものであります。

意見を求められた土地の表示は、別紙のとおり2件となっております。

番号1

区分、用途区分変更

地番、字虹別728の内

現況地目、畑。

面積、12,167㎡の内3,563.93㎡外1筆、合計面積13,262.53㎡

事業主体、●●●●、●●●●さん

土地所有者は、●●●●さん

土地選定の理由は、当該地は、農業用施設の建設に営農上最適であるとともに周辺には農用地以外に代替すべき土地が無く、周辺農用地への支障も軽微なことからやむを得ず選定したものであり

ます。

なお、調査結果につきましては、平山委員より報告をお願いいたします。

○会長（佐藤徳市君） 1 番・平山君。

○1 番（平山正志君） 1 番、平山です。

令和 6 年 7 月 8 日に、佐藤松喜委員、笛木委員と私、事務局より青島係長で現地調査を行いました。

申請地は、参考資料の 3 ページから 4 ページに記載されていますのでご覧ください。

申請者は、●●で営農する●●●●さんで、貸主の●●●●さんの土地に酪農舎建設を目的とした永久転用の申請をするものです。

この転用を受けようとする土地の表示及び状況、契約内容及び転用の目的、転用計画については、記載のとおり確認しています。

実行性、信用力については、転用にかかわる行為を遂行できると認められ、転用面積についても妥当な面積と判断致します。

周辺農地へ及ぼす被害や支障等は認められません。

当該地は農振農用地区域内農地であることから原則不許可ですが、今後も営農を続けるうえで、必要な施設の建設であり、転用については問題ないものと判断いたしました。

以上で報告を終わります。

○会長（佐藤徳市君） 以上をもって事務局の説明並びに、現地調査にあたられました、1 番、平山君の報告を終わります。

これより本件に対する質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○会長（佐藤徳市君） ご質疑ないものと認めます。

これより本件については採決いたします。

原案可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○会長（佐藤徳市君） ご異議ないものと認めます。

よって、番号 1 については原案可決されました。

続きまして番号 2 を議題といたします。

事務局より内容説明させます。

農地係長青島君。

○農地係長（青島雅明君） はい。

番号 2

区分、除外。

地番、字虹別原野 6 5 線 1 3 9 - 4

現況地目、宅地。

面積、898㎡

事業主体、●●●●、●●●●さん

土地所有者は、●●●●さん

土地選定の理由は、当該地は、住宅建設地とすることにより農業経営の上で有利となり、周辺には農用地等以外の代替地も無く、周辺農用地等への影響も軽微なことから、やむを得ず選定したものであります。

なお、調査結果につきましては、佐藤松喜委員より報告をお願いいたします。

○会長（佐藤徳市君） 5 番・佐藤松喜君。

○5 番（佐藤松喜君） 5 番、佐藤です。

議案第 7 4 号 番号 2 について報告いたします。

令和 6 年 8 月 8 日に平山委員、大泉委員、笛木委員と私、事務局より青島係長と現地調査をしてまいりました。

申請地は参考資料の 1 ページから 2 ページに記載されていますのでご覧ください。

この案件は、●●●●さんの土地に農家住宅を建設するため、農振農用地区域内の農地を農地以外にすることを標茶町に申請し、その変更が妥当かどうかの意見を町より求められたものであります。土地の表示及び状況、面積は記載のとおり確認しています。

現地調査の結果、周辺農用地等への影響も軽微なことからこの除外については、やむを得ないものと判断いたしました。

以上で報告を終わります。

○会長（佐藤徳市君） 以上をもって事務局の説明並びに、現地調査にあたられました、5 番・佐藤松喜君の報告を終わります。

これより本件に対する質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○会長（佐藤徳市君） ご質疑ないものと認めます。

これより本件については採決いたします。

原案可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○会長（佐藤徳市君） ご異議ないものと認めます。

よって、番号 2 については原案可決されました。

以上をもって、議案第 7 4 号、内容 2 件は原案可決されました。

◎議案第 7 5 号

○会長（佐藤徳市君） 日程第 8。議案第 7 5 号、農地法第 3 条の規定による許可申請について、内容 1 件を議題といたします。

番号 1 を議題といたします。

事務局より内容説明させます。

農地係長青島君。

○農地係長（青島雅明君） はい。

議案第 7 5 号について説明させていただきます。

農地法第 3 条の規定による許可申請について、農地法第 3 条の規定による農地等の権利移転（設定）の許可申請があった下記の件について、議決を求めるものであります。

許可を受けようとする土地の表示は、別紙のとおり 1 件であります。

番号 1

譲渡人、●●●●、●●●●さん

譲受人、●●●●、●●●●さん

土地の所在、字チャンベツ原野西 2 線南 3 9

地目、登記簿、現況ともに畑

面積、220㎡外2筆、合計面積は740㎡。

契約の種類、売買

譲渡人 国有地の払い下げのため、譲受人 経営規模拡大のため

資金調達の方法及び価格 自己資金 11,000円

譲受人構成員 3 名

畑 譲受人 913,858㎡うち借入地795,400㎡。

経営状況につきましては、説明を省略させていただきます。

なお、番号 1 については山本委員に調査を依頼しておりましたが、本日は欠席しておりますので、届いております調査報告を基に代わりに事務局より報告させていただきます。

議案第 7 5 号、番号 1 について報告いたします。

8 月 5 日に現地調査を行ってまいりました。

この売買契約については、●●●●さんは国有地の払い下げのため農地を譲渡し、●●●●さんは経営規模拡大のため、今回の申請となりました。

申請地を取得する●●●●さんについては、農地法第 3 条の許可要件を満たしており、許可については問題がないと判断いたします。

以上で報告を終わります。

○会長（佐藤徳市君） 以上をもって事務局の説明並びに現地調査にあたられました 1 2 番・山本君の代理報告を終わります。

これより本件に対する質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○会長（佐藤徳市君） ご質疑ないものと認めます。

これより本件については採決致します。

原案可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○会長（佐藤徳市君） ご異議ないものと認めます。

よって、番号 1 については原案可決されました。

以上をもって、議案第 7 5 号、内容 1 件は原案可決されました。

◎議案第 7 6 号

○会長（佐藤徳市君） 日程第 9。議案第 7 6 号、農地法第 5 条の規定による許可申請について、内容 2 件を議題といたします。

番号 1 を議題といたします。

事務局より内容説明させます。

農地係長青島君。

○農地係長（青島雅明君） はい。

議案第 7 6 号について説明させていただきます。

農地法第 5 条の規定による許可申請について、農地法第 5 条の規定による農地転用のための権利設定の許可申請があった下記の件について、意見を求めるものであります。

許可を受けようとする土地の表示は、別紙のとおり 2 件であります。

番号 1

所有者、●●●●、●●●●さん。

転用者、●●●●、●●●●さん。

土地の所在、字熊牛原野 2 0 線東 8 の内。

地目、登記簿、現況ともに畑。

面積、13,009.73㎡外 1 筆、合計面積は14,307.56㎡

農地区分、農振農用地区域内農地。

土地利用計画、農振農用地区域。

契約内容、使用貸借

転用目的は、火山灰土採取

転用計画内容、期間、許可日から令和 9 年 9 月 2 5 日まで。

掘削地13,861.34㎡、保安区域446.22㎡

調査委員は、渡邊委員、森田委員、嶋中委員。

調査結果につきましては嶋中委員よりご報告をお願い致します。

○会長（佐藤徳市君） 1 4 番・嶋中君。

○1 4 番（嶋中勝君） 1 4 番・嶋中です。

議案第 7 6 号 番号 1 について報告いたします。

令和 6 年 8 月 1 4 日に、渡邊委員、森田委員と私、事務局より青島係長で現地調査を行いました。

申請地は、参考資料の 5 ページから 6 ページに記載されていますのでご覧ください。

申請者は借主の●●●●さんで、貸主の●●●●さんの土地で火山灰土採取を目的とした一時転用の申請をするものです。

この転用を受けようとする土地の表示及び状況、契約内容及び転用目的、転用計画については記載のとおりと確認しています。

実効性、信用力については転用に係る行為を遂行できると認められ、転用面積についても妥当な面積と判断いたします。

周辺農地へ及ぼす被害や支障等は認められません。

農振農用地区域内の農地は原則不許可ですが、この農地から火山灰土採取という限定的な目的で、代替性もなく、一時転用ということから、この転用については問題ないものと判断いたしました。

以上で報告を終わります。

○会長（佐藤徳市君） 以上をもって事務局の説明、並びに現地調査にあたられました 1 4 番・嶋中君の報告を終わります。

これより本件に対する質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○会長（佐藤徳市君） ご質疑ないものと認めます。

これより本件については採決致します。

原案可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○会長（佐藤徳市君） ご異議ないものと認めます。

よって、番号１については原案可決されました。

続きまして番号２を議題といたします。

なお、●番・●●君は農業委員会等に関する法律第３１条の規定により除斥の対象となっており
ますので、除斥を求めます。

（●● ●●君退席）

事務局より内容説明させます。

農地係長青島君。

○農地係長（青島雅明君） はい。

番号２

所有者、●●●●、●●●●さん。

転用者、●●●●、●●●●さん。

土地の所在、字ヌッパシュナイ１４－１の内。

地目、登記簿原野、現況畑。

面積、10,886.78㎡外１筆、合計面積は16,427.72㎡

農地区分、農振農用地区域内農地。

土地利用計画、農振農用地区域。

契約内容、使用貸借

転用目的は、山砂採取

転用計画内容、期間、許可日から令和９年９月２４日まで。

掘削地11,419.56㎡、表土堆積場3,885.69㎡、搬出路167.94㎡、保安区域954.53㎡

調査委員は、渡邊委員、熊谷委員、嶋中委員。

調査結果につきましては嶋中委員よりご報告をお願い致します。

○会長（佐藤徳市君） １４番・嶋中君。

○１４番（嶋中勝君） １４番・嶋中です。

議案第７６号 番号２について報告いたします。

令和６年８月１４日に、渡邊委員、熊谷委員と私、事務局より青島係長で現地調査を行いました。

申請地は、参考資料の７ページから８ページに記載されていますのでご覧ください。

申請者は借主の●●●●さんで、貸主の●●●●さんの土地で山砂採取を目的とした一時転用の
申請をするものです。

この転用を受けようとする土地の表示及び状況、契約内容及び転用目的、転用計画については記
載のとおりと確認しています。

実効性、信用力については転用に係る行為を遂行できると認められ、転用面積についても妥当な
面積と判断いたします。

周辺農地へ及ぼす被害や支障等は認められません。

農振農用地区域内の農地は原則不許可ですが、この農地から山砂採取という限定的な目的で、代

替性もなく、一時転用ということから、この転用については問題ないものと判断いたしました。

以上で報告を終わります。

○会長（佐藤徳市君） 以上をもって事務局の説明、並びに現地調査にあたられました14番・嶋中君の報告を終わります。

これより本件に対する質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○会長（佐藤徳市君） ご質疑ないものと認めます。

これより本件については採決致します。

原案可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○会長（佐藤徳市君） ご異議ないものと認めます。

よって、番号2については原案可決されました。

以上をもって、議案第76号、内容2件は原案可決されました。

（●● ●●君復席）

◎議案第77号

○会長（佐藤徳市君） 日程第10。議案第77号、農用地利用集積計画の作成の要請について、内容6件を議題といたします。

番号1を、議題といたします。

なお、●番・●●君は農業委員会等に関する法律第31条の規定により除斥の対象となっておりまますので、除斥を求めます。

（●● ●●君退席）

事務局より内容説明させます。

振興係長工藤君。

○振興係長（工藤理恵君） はい。

議案第77号について説明させていただきます。

農用地利用集積計画の作成の要請について、下記の農用地利用集積計画は、農業経営基盤強化促進法第15条第4項の規定により、利用権設定等促進事業の実施が必要と認められるので、標茶町長に農用地利用集積計画の作成を要請することについて議決を求めるものであります。

作成を要請する農用地利用集積計画は、別紙のとおり6件となっております。

番号1

利用権の設定等を受ける者、●●●●、●●●●さん

利用権の設定等をする者、●●●●、●●●●さん

土地の所在、字上オソツベツ原野基線11-1

地目、登記簿、現況ともに畑。

面積、32,954㎡外9筆、合計面積368,602㎡

利用権設定等の種類、所有権の移転の設定

利用権設定等の内容、普通畑及び採放地

成立する法律関係、売買

所有権移転の時期、令和6年8月30日

対価の支払期限、令和6年12月9日

土地の引渡時期、対価の支払日

価格、13,021,000円

支払方法は指定口座振込みとなっております。

なお、番号1は、あっせん案件でありますのであらためての調査はおこなっておりません。
以上です。

○会長（佐藤徳市君） 以上をもって、事務局の説明を終わります。

これより本件に対する質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○会長（佐藤徳市君） ご質疑ないものと認めます。

これより本件については採決いたします。

原案可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○会長（佐藤徳市君） ご異議ないものと認めます。

よって、番号1については原案可決されました。

（●● ●●君復席）

続きまして番号2を議題といたします。

事務局より内容説明させます。

振興係長工藤君。

○振興係長（工藤理恵君） はい。

番号2

利用権の設定等を受ける者、●●●●、●●●●さん、

利用権の設定等をする者、●●●●、●●●●さん

土地の所在、字上オソツベツ原野基線12-1

地目、登記簿、現況ともに畑。

面積、11,527㎡外12筆、合計面積211,363㎡

利用権設定等の種類、所有権の移転の設定

利用権設定等の内容、普通畑及び採放地

成立する法律関係、売買

所有権移転の時期、令和6年8月30日

対価の支払期限、令和6年12月9日

土地の引渡時期、対価の支払日

価格、9,640,000円

支払方法は指定口座振込みとなっております。

なお、番号2は、あっせん案件でありますのであらためての調査はおこなっておりません。
以上です。

○会長（佐藤徳市君） 以上をもって、事務局の説明を終わります。

これより本件に対する質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○会長（佐藤徳市君） ご質疑ないものと認めます。

これより本件については採決いたします。

原案可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○会長（佐藤徳市君） ご異議ないものと認めます。

よって、番号２については原案可決されました。

続きまして番号３を議題といたします。

事務局より内容説明させます。

振興係長工藤君。

○振興係長（工藤理恵君） はい。

番号３

利用権の設定等を受ける者、●●●●、●●●●さん

利用権の設定等をする者、●●●●、●●●●さん

土地の所在、字虹別原野 ２ １－２

地目、登記簿原野、現況畑。

面積、8,369㎡外 6 筆、合計面積は89,623.77㎡

利用権設定等の種類、賃借権

利用権設定等の内容、普通畑

成立する法律関係、賃貸借

利用権の期間、令和 6 年 8 月 3 0 日から令和 1 1 年 8 月 2 9 日

土地の引渡時期、令和 6 年 8 月 3 0 日

金額は、年間277,833円

支払方法は毎年 1 0 月末までに指定口座振込みととなっております。

以上です。

なお、番号３については笛木委員に調査を依頼しておりますので報告をお願いいたします。

○会長（佐藤徳市君） １ １ 番・笛木君。

○１ １ 番（笛木眞一君） １ １ 番、笛木です。

議案第 7 7 号、番号 3 について報告いたします。

事務局より調査依頼があり、8 月 1 4 日に現地調査を行ってまいりました。

この案件は、継続の賃貸借契約であり、記載のとおり確認しております。

貸主の●●●●さんは、相手方の希望により農地を貸付け、借主の●●●●さんは、農地を借受け粗飼料の確保を図るということでした。

この賃貸借契約については、農業経営基盤強化促進法第 1 8 条第 3 項の各要件を満たし、適格であると判断いたしました。

詳細につきましては事務局説明のとおりです。

以上で報告を終わります。

○会長（佐藤徳市君） 以上をもって事務局の説明並びに現地調査にあたられました 11 番・笛木君の報告を終わります。

これより本件に対する質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○会長（佐藤徳市君） ご質疑ないものと認めます。

これより本件については採決いたします。

原案可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○会長（佐藤徳市君） ご異議ないものと認めます。

よって、番号 2 については原案可決されました。

お諮りいたします。

番号 4 から番号 5 まで内容 2 件について、審議の都合上、一括議題に供したいと思います。

これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○会長（佐藤徳市君） ご異議ないものと認めます。

よって、番号 4 から番号 5 まで内容 2 件を、一括議題といたします。

事務局より内容説明させます。

振興係長工藤君。

○振興係長（工藤理恵君） はい。

番号 4

利用権の設定等を受ける者、●●●●、●●●●さん

利用権の設定等をする者、●●●●、●●●●さん

土地の所在、字虹別原野 13－1 の内

地目、登記簿、現況ともに畑

面積、45,699㎡外 1 筆、合計面積 23,501㎡

利用権設定等の種類、賃借権

利用権設定等の内容、普通畑

成立する法律関係、賃貸借

利用権の期間、令和 6 年 8 月 30 日から令和 11 年 8 月 29 日

土地の引渡時期、令和 6 年 8 月 30 日

金額は、年間 221,440 円

支払方法は毎年 10 月末までに指定口座振込みとなっております。

なお、番号 5 については、利用権の設定等を受ける者、利用権設定等の種類、利用券設定等の内容、成立する法律関係、利用権の期間、土地の引渡時期、支払方法が番号 4 と同じでありますので、説明を省略させていただきます。

番号 5

利用権の設定等をする者、●●●●、●●●●さん

土地の所在、字虹別 690－52 の内

地目、登記簿山林、現況畑

面積、2,289㎡外2筆、合計は37,494㎡

金額は、年間116,000円となっております。

以上です。

なお、番号4から番号5については笛木委員に調査を依頼しておりますので報告をお願いいたします。

○会長（佐藤徳市君） 11番・笛木君。

○11番（笛木眞一君） 11番、笛木です。

議案第77号、番号4から番号5について報告いたします。

事務局より調査依頼があり、8月14日に現地調査を行ってまいりました。

この案件は、継続の賃貸借契約であり、記載のとおり確認しております。

貸主の●●●●さん、●●●●さんは、相手方の希望により農地を貸付け、借主の株式会社虹別牧場さんは、農地を借受け粗飼料の確保を図るということでした。

この賃貸借契約については、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たし、適格であると判断いたしました。

詳細につきましては事務局説明のとおりです。

以上で報告を終わります。

○会長（佐藤徳市君） 以上をもって事務局の説明並びに現地調査にあたられました11番・笛木君の報告を終わります。

これより本件に対する質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○会長（佐藤徳市君） ご質疑ないものと認めます。

これより本件については採決いたします。

原案可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○会長（佐藤徳市君） ご異議ないものと認めます。

よって、番号4から番号5まで内容2件については原案可決されました。

続きまして、番号6を議題といたします。

事務局より内容説明させます。

振興係長工藤君。

○振興係長（工藤理恵君） はい。

番号6

利用権の設定等を受ける者、●●●●、●●●●さん

利用権の設定等をする者、●●●●、●●●●さん

土地の所在、字熊牛原野19線東33-1

地目、登記簿牧場、現況畑

面積、46,622㎡外50筆、合計は847,140㎡

利用権設定等の種類、使用賃借権

利用権設定等の内容、普通畑

成立する法律関係、使用貸借

利用権の期間、令和6年8月30日から令和16年8月29日

土地の引渡時期、令和6年8月30日

金額は無償。

支払方法はなしとなっております。

以上です。

なお、番号6については渡邊委員に調査を依頼しておりますので報告をお願いいたします。

○会長（佐藤徳市君） 6番・渡邊君。

○6番（渡邊裕義君） 6番、渡邊です。

議案第77号、番号6について報告いたします。

事務局より調査依頼があり、8月15日に現地調査を行ってまいりました。

この案件は、継続の使用貸借契約であり、記載のとおり確認しております。

貸主の●●●●さんは、相手方の希望により農地を貸付け、借主の●●●●さんは、農地を借受け粗飼料の確保を図るということでした。

この賃貸借契約については、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たし、適格であると判断いたしました。

詳細につきましては事務局説明のとおりです。

以上で報告を終わります。

○会長（佐藤徳市君） 以上をもって事務局の説明並びに現地調査にあたられました9番・渡邊君の報告を終わります。

これより本件に対する質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○会長（佐藤徳市君） ご質疑ないものと認めます。

これより本件については採決いたします。

原案可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○会長（佐藤徳市君） ご異議ないものと認めます。

よって、番号6については原案可決されました。

以上をもって、議案第77号、内容6件については原案可決されました。

◎閉議の宣告

○会長（佐藤 徳市君） これをもちまして、第15回標茶町農業委員会総会に付議されました案件の審議は、全部終了致しました。

第15回標茶町農業委員会総会を閉会致します。

（午前10時40分閉会）